

## 政府、今国会に法案提出か 非常勤講師にボーナス支給?!

政府は働き方改革に関わって、地方公務員の臨時・非常勤職員のあり方を大幅に見直す準備を進めています。具体的には、今まで「特別職」とされてきた学校の非常勤講師などを、新たにつくられる「一般職」の「会計年度任用職員」として扱うというものです。これによって非常勤講師は給料が月給制になり、ボーナスなどの手当が支給されるなど大幅に待遇が改善されます。しかし、今後の動向によっては「会計年度任用職員」が臨時講師なども含んでしまう危険性も指摘されています。政府は今国会に地方公務員法の改正案を提出する予定で、今後の動向に注意が必要です。

### 「特別職」の区分を限定

総務省は12月27日、「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」を発表しました。報告書では「特別職」として任用している「労働者性の高い」地方公務員の非常勤職員（22万人）を一般職の非常勤職員に切り替え、「特別職」は「専門性の高い者等」である首長・議員・委員・顧問などに限定するとしています。

公務員は大きく「特別職」と「一般職」に分けられます。「特別職」は首長や議員など名誉職的な性格が強い職とされ、この仕事によって生活を維持することを前提としません。そのため、報酬と費用弁償としての交通費のみ支給され、手当等が支給されません。それに対し「一般職」はその仕事によって生活を維持する職員とされ、月給制で手当も支給されます。

学校に配置されている非常勤講師などの臨時・短時間勤務の職員は今まで「特別職」に分類されていました。そのため、賃金は時給制でボーナスなどの手当も支給されていませんでした。同じ臨時職でも、フルタイムで勤務する臨時講師との待遇の面で大きな差がありました。

### 地方公務員法改正を準備

総務省は今回の「報告書」を踏まえ、地方公務員法を今国会で改正する準備を進めている模様です。曖昧だった「特別職」の区分を首長や議員など「専門性の高い者等」に限定し、非常勤講師などの臨時・短時間勤務の職員を「一般職」の中に「会計年度任用職員」という新たな区分を作って定義し直す予定です。

これによって、非常勤講師の給料を月給制にし、ボーナスなどの手当が支給できるほか、病休などの特別休暇も取得することが可能になります。また、非常勤講師には今まで地方公務員法が適用されなかったため、守秘義務などがなく職員

会議に出席できませんでした。今後は守秘義務や信用失墜行為の禁止などの義務も付与されることになるので、職員会議に出席して生徒についての情報交換を行うなど、教育職として必要なことが可能になり、生徒の教育により大きく貢献できるようになります。

### 臨時教職員問題の抜本的解決を

今回の制度改正が行われれば、非常勤講師の待遇の大幅改善になりますが、私たちが求めているフルタイム勤務の臨時講師などの待遇改善にどのように影響するかなどはまだ明らかになっていません。また、実施時期についても法改正ののち「2年程度の準備期間を設けることが必要」とされているため、現時点では不明です。

自治体の労働組合の自治労連は、「報告書」の中で正規職員の仕事を「組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押え・許認可といった権力業務など」と今までよりも限定的に捉えていることに注目し、それ以外の業務を臨時的任用職員に置き換える動きが進むのではないかと懸念を示しています。学校現場でも臨時講師や事務職員・現業職員、芸術や家庭科などの単位数の少ない教科の教員が臨時的任用職員に置き換えられていく危険性があります。今後、政府や国会の動きを注視しつつ、臨時教職員問題の根本的な解決を目指して運動を強めていくことが必要です。

